

卸 売 販 売 業 許 可 申 請 書

営 業 所 の 名 称							
営 業 所 の 所 在 地				町田市 TEL ()			
営 業 所 の 構 造 設 備 の 概 要				別紙のとおり			
医 薬 品 の 保 管 設 備 の 面 積							
医 薬 品 の 取 扱 品 目							
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名							
営 業 所 管 理 者	氏 名						
	住 所						
	資 格	薬 剤 師	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第	号	薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
		規則第 154 条 該 当 者	第 1 号 イ ロ ハ ニ 第 2 号 イ ロ ハ ニ 第 3 号				
兼 営 事 業 の 種 類							
相 談 時 及 び 緊 急 時 の 連 絡 先							
申 請 者 (法 人 に あ つ て は 、 薬 事 に 関 す る 業 務 に 関 する 役 員 を 含 む) の 欠 格 条 項	(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日 から 3 年を経過していない者					
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消し の日から 3 年を経過していない者					
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 けることがなくなつた後、3 年を経過していない者					
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事 に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違 反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者					
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者					
	(6)	精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うに 当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが できない者					
	(7)	卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験 を有すると認められない者					
備 考							

上記により、卸売販売業の許可を申請します。

年 月 日
住 所
〔 法人にあつては、主
たる事務所の所在地 〕
氏 名
〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

町田市保健所長 殿

担当者名
電話番号 ()